

条例第5号

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

宇和島市執行機関の附属機関設置条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数
市長	宇和島市行政改革推進委員会～宇和島市農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会	(略)		市長	宇和島市行政改革推進委員会～宇和島市農業経営改善計画・青年等就農計画認定審査会	(略)	
	宇和島市農業次世代人材投資事業に係る青年等就農計画等審査委員会	農業次世代人材投資事業についての審査審議に関する事項	(略)	市長	宇和島市新規就農総合支援事業に係る青年等就農計画等審査委員会	新規就農総合支援事業についての審査審議に関する事項	(略)
	宇和島市農業次世代人材投資事業中間評価会	農業次世代人材投資資金の交付対象者の中間評価に関する事項	10人以内				
	宇和島市自転車活	(略)			宇和島市自転車活	(略)	

	用推進計画策定委員会～宇和島市消防団員等公務災害補償審査会				用推進計画策定委員会～宇和島市消防団員等公務災害補償審査会		
教育委員会	山本稔人材育成審議会～宇和島市同和対策委員会	(略)		教育委員会	山本稔人材育成審議会～宇和島市同和対策委員会	(略)	
					宇和島市文化財保存活用地域計画協議会	文化財保存活用地域計画の策定及び推進についての調査審議に関する事項	10人以内
市長及び教育委員会	宇和島市プロポーザル審査委員会	(略)		市長及び教育委員会	宇和島市プロポーザル審査委員会	(略)	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。